

# 環境影響評価審査書

## 2 相模原線京王多摩センター・橋本間建設事業

### I 総括事項

県の環境影響評価制度においては、事業者に対し予測評価書案を作成する際の基本的な考え方として、事業者が対象事業を実施するに際し環境への影響をあらかじめ調査、予測及び評価した結果並びにその結果に基づく対応策の実施方法を具体的かつ明確に示すことを期待している。

このため、県の環境影響評価条例では、別に定める技術指針により調査、予測及び評価をする際の具体的な方法を明らかにし、事業者が調査等を行う際には、この技術指針に基づき実施すると共に、その結果を予測評価書案に適切に反映していく必要のあることを規定している。

今回提出のあった予測評価書案は、このような視点からみると、調査の結果が十分表現されていないもの、予測の際の条件等が明確に示されていないもの、評価の目標の設定及び対応策を含めた評価そのものがかならずも適切に行われていないものなど、その内容の面であるいは表現の上で具体性、明確性に欠ける部分がみられる。

予測評価書案について個別事項に係る審査をした結果は次のとおりであるが、事業者は予測評価書を作成するにあたっては、以上で述べてきたことを十分に踏まえ、適切な対応をすること。

### II 個別事項

#### 1 大気汚染－粉じんについて

建設工事の際に行われる建物の解体、根掘り、埋め戻し等に伴って、粉じんが発生し又は飛散することが予想されるので、建設工事の工程及び住居の立地状況等との関連を考慮しながら、防止対策を具体的に検討しておくこと。

#### 2 水質汚濁－水素イオン濃度等について

予測評価書案によれば「橋本停車場からの全排水を、公共下水道に放流する計画であり、排水が公共用水域に流れ出ることはない」（12頁）としているが、相模原市の公共下水道計画によると、橋本停車場の供用開始時点までに公共下水道の完成は困難視されている。従って、このことを考慮して同停車場から排出される汚水等の処理の方法、排水経路及び排出方法を再検討すること。

#### 3 騒音－建設作業騒音について

(1) 建設作業騒音については、騒音に係る特定建設作業を中心にして、その種類、実施の場所及び期間、使用する機械の種類、使用時間等をより詳細に明らかにし、さらに現地の地形、地物等の状況も十分考慮に入れながら適確な予測を行うこと。

(2) 予測評価書案に記載されている評価の内容では、「なお、今後の技術革新によって、より一層防音効果が高い建設機械の開発があれば、鋭意使用するよう努力する」（27頁）としているが、現時点において最大限実施可能な対応策を具体的に示したうえで予測を行い、その結果をもとに評価を行うこと。

#### 4 騒音－鉄道騒音について

(1) 鉄道騒音の影響を予測するうえで必要となる現況の騒音レベルについては、対象事業の実施区域及びその周辺地域において現況の騒音レベルを代表していると認められる地点の値をより適確には握ること。

また、車両の運行に伴って発生する騒音が環境に与える影響を予測するに当たって必要とみられる車両の種類、編成、始発及び終発の時刻、運転の頻度等についても、より、詳細な内容を明らかにすること。

(2) 騒音の伝播の予測は、全線鉄筋コンクリートラーメン高架橋を前提として行われているが、事業計画からみると他の種類の高架構造も予定されているので、これらの構造上の差異を考慮に入れた予測を行うこと。

(3) 評価の目標の設定では「当社在来線鉄道沿線の現状騒音レベル以下にするよう努力する」（43頁）との目標を打ち出しているが、「当社在来線鉄道沿線の現状騒音レベル」そのものが示されていないため目標としては明確でない。

評価の目標は、より具体性のある内容をもって設定する必要がある、その際には計画路線周辺の住民の生活に影響を与えることのないよう十分に考慮する必要がある。

このため目標の設定は、鉄道騒音に係る目標等として運用されている事例として相模原線の経過地となっている東京都の地域について都公害局長名の「鉄道騒音防止対策の推進について」（昭和50年11月4日50公規騒第160号）で示されている目標値及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年環境庁告示第46号）で規定されている環境基準があるのでこれらを勘案したうえで行うこと。

なお、本県内においては、鉄道に係る事例として横浜市長から日本国有鉄道総裁に対する申入れ「国鉄新貨物線別線部分に係る環境整備ならびに公害防止の諸条件について」（昭和47年5月2日47公第98号）及びこれに対する日本国有鉄道総裁の回答（昭和47年5月4日建計第56号）の例もあるので、念頭におく必要がある。

(4) 設定された目標を用いて評価を行うに当たっては、材質、構造等を考慮した防音壁の設置、ロングレールの採用、高架構造物から発生する騒音を防止するためのレールの重量化及びより効果的なバラストマットの設置、周辺の土地利用状況を考慮した緩衝地帯の確保、防音を考慮した車両構造の採用、車輪に偏平な摩耗（タイヤフラット）が生じることによる騒音の発生等を防止するための保守管理方法の確立及びこれらの対策を踏まえた供用後の車両の運行速度を含めた運行方法の検討など最も効果的な騒音レベルの低減方策を総合的に検討し、その結果に基づき評価を行うこと。

## 5 振動－建設作業振動について

(1) 建設作業振動については、振動に係る特定建設作業を中心にして、その種類、実施の場所及び期間、使用する機械の種類、使用時間等をより詳細に明らかにし、さらに現地の地形、地物等の状況も十分考慮に入れながら適確な予測を行うこと。

(2) 予測評価書案に記載されている評価の内容では「なお、今後の技術革新によって、より一層防振効果が高い建設機械の開発があれば、鋭意使用するよう努力する」（53頁）としているが、現時点において最大限実施可能な方策を具体的に示したうえで予測を行い、その結果をもとに評価を行うこと。

## 6 振動－鉄道振動について

(1) 車両の運行に伴って発生する振動が環境に与える影響を予測するに当たって必要とみられる車両の種類、編成、始発及び終発の時刻、運転の頻度等については、より詳細な内容を明らかにし、この結果をもとに予測を行うこと。

(2) 評価の目標の設定では、計画路線の土地利用状況等を考慮し、生活環境に著しい影響を及ぼすことのないよう具体的な目標値を明らかにすること。

(3) 設定された目標を用いて評価を行うに当たっては、振動を防止するためのレールの重量化、ロングレールの採用及びより効果的なバラストマットの設置、車輪に偏平な摩耗（タイヤフラット）が生じることによる振動の発生等を防止するための保守管理方法の確立など最も効果的な振動レベルの低減方策を総合的に検討し、その結果に基づき評価を行うこと。

## 7 廃棄物－一般廃棄物について

(1) 駅舎等から排出される一般廃棄物の発生量、収集、運搬及び処分の方法等を具体的に示したうえで、その結果をもとに予測及び評価を行うこと。

(2) 「2水質汚濁－水素イオン濃度等について」で述べたように、橋本駐車場の供用開始時点までに公共下水道の完成は困難視されており、また、事業者自らも浄化槽の設置についての検討の必要性を認めている以上、浄化槽を設置する場合を想定して、浄化槽汚での処分等について検討すること。

## 8 廃棄物－産業廃棄物について

産業廃棄物の発生量、収集、運搬及び処分の方法等は、建設廃材に限定して行われているが、基礎工事等の実施によりその他の種類の産業廃棄物が発生することも考えられるので、これらの内容も明らかにしたうえで予測及び評価を行うこと。

## 9 廃棄物－残土について

高架構造物の設置に伴う根掘り等により発生する残土について、運搬及び処分の方法をより具体的に検討し、これらの結果をもとに生活環境に及ぼす影響の程度及び範囲を予測及び評価すること。

## 10 電波障害－テレビジョン電波障害について

(1) 地域住民のテレビジョン受信の現況については、地形の状況、工作物の状況、電波の方向等を考慮しては握した結果を具体的に示すこと。

(2) 予測では、予測地点の位置、工作物の位置、予測計算の方法を明らかにし、これらをもとにして結論を導き出した手法を具体的に示すこと。

(3) 予測評価書案に記載されている評価の内容では、「工事前に受信品位“3”以上であったものが本計画の実施に伴い環境保全目標である受信品位“3”未満になった地域に対して共同受信システム施設の設置等環境保全目標を達成できる対策を講じることとする」（98頁）としているが、評価は、地域住民のテレビジョンの受信状況を著しく悪化させないことを目標として行うこと。また、実際に予定されている対策が存在する場合には、予測の段階であらかじめそれらを考慮しておくこと。

(4) 鉄道の建設の事業に係る電波障害の態様としては、工作物の設置に伴って生ずるもののほか車両の運行に伴って発生するフラッター障害を含むしゃへい障害、電波の反射、位相干渉による障害等が想定され、地域の受信者に与える影響としては、工作物の設置に伴って生ずるものと並列的に現われるものと考えられる。従って、これら車両の運行に伴って生ずるとみられる障害も含め、共同受信施設の設置等も考慮に入れた総合的な対応策をあらかじめ検討しておくこと。

## 11 日照障害－日照障害について

計画路線は全線高架構造となっているため、おおむね路線の北側に長時間にわたる日陰地区が生ずるものと予測され、特に計画路線の約50%は第1種住居専用地域及び住居地域内にあり、居住環境への影響も予想される。このため評価の目標を建築基準法第56条の2の規定を参考にして設定すると共に、これに対する対応として高架構造の検討などの日照障害対策をたて評価を行うこと。

## 12 文化財－文化財について

調査等の結果、計画路線付近には文化財に該当するものは存存しないとの判断が示されているが、最近の調査によって相模原市東橋本四丁目付近に埋蔵文化財包蔵地が存在することが確認され、昭和56年12月31日付けで県の遺跡台帳に登載されているので、これについて調査、予測及び評価を行うこと。

## 13 安全－交通安全について

(1) 交通安全の確保を予測するに当たっては、工事用車両の運行状況、事業実施区域への出入の状況、通過する経路、その経路の歩車道の区分の状況、通園、買物等日常の利用状況、交差点及び交通安全施設の設置状況等を具体的に示し、その結果をもとに予測を行うこと。

(2) 予測評価書案に記載されている評価の内容では、「上記の目標に沿って評価すると達成できない場合があるが、下記により極力影響を及ぼさない様にしたい」（135頁）として、ガードマンの配置による交通整理、車種、出入時間、台数の制限等の数種の対策を掲げているが、目標を達成するために実行しようとする対策をより具体的な形で示したうえで、その結果をもとに予測及び評価を行うこと。

## 14 その他

動物、植物、生態系、景観、レクリエーション資源、地域分断の評価項目については、調査等の結果を踏まえ対象事業の実施による影響はないと判断しているが、結論までの過程がかならずしも明らかではないので、このことに留意し地域の実態等に即して、より具体的にその内容を示しておく必要がある。

また、供用後の高架下の管理に当たっては、環境保全に留意すること。